

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成28年度第2回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成28年12月22日（木） 午後1時～午後1時40分
開 催 場 所	市役所 4階会議室
議 題	(1) 審議（基本方針の確認） 議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	6人（深田委員欠席） 桑城秀樹（会長）、與田康子（職務代理者）、高塚順子、土井信幸、奈良茂子、山田径男
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (Tel 839-2181)

【経過及び結果】

1 追加資料の説明

委員から要請のあった「高松市公共施設等総合管理計画（概要版）」等追加資料について事務局から説明を行った。

2 市長・副市長の給料の額、議員報酬の額並びに政務活動費の額について審議を行い、次のとおり意見が集約された。

(1) 市長・副市長の給料の額

据置き

(2) 議員報酬の額

据置き

(3) 政務活動費の額

据置き

【主な質疑応答】

○市長・副市長の給料の額及び議員報酬の額について

委員) 前回の審議会での他の委員の意見等も踏まえ検討した結果、市長・副市長の給料及び議員報酬いずれも引上げ、引下げの理由が見当たらないため、今回は据置きがよいと考える。

委員) 事務局から公共施設の維持管理費等について説明をいただき、公共施設の維持管理及び経費について、今後においても十分に努力をしていただきたいが、説明を聞く限りでは、財政上の問題は

ないと思える。給料、報酬については引上げ、引下げを行う要因はない。そのため、今後の財政状況等も考え、市長、副市長の給料、議員報酬ともに今回は据置きがよいと考える。

委員) 近年据置きの状況が続いているが、これまでの経緯や高松市を取り巻く環境等を総合的に勘案すれば、今回、引上げ、引下げを行う理由が見当たらない。そのため、今回も市長、副市長の給料、議員報酬ともに据置きが適当と考える。

委員) 他の委員同様、今回は据置きが適当と考える。

委員) 据置きが適当と考える。全国的にみれば、政府の月例経済報告での景気判断が1年9か月ぶりに引上げられ、一部製造業では、ボーナスが上がるという話もある。この一年間は、官主導で賃金を引き上げる動きで推移してきた。ただ、現在の高松市の財政状況がよい状況であっても、今後は、公共施設の維持管理等に多くの費用を要すること、また、人口推移も予断を許さないことなど今後は、不透明であることから、市長、副市長の給料、議員報酬を引き上げる強い要因は見当たらず、今回は、据置きが適当と考える。

会長) 現時点で引上げなければならないような要因は見当たらない。また、景気動向をみても、引下げ要因も見当たらない。東京等の大都市では景気が上向きになってきているようだが、それが地方に波及するにはもう暫く時間がかかるであろうから、今は様子を見る時期ではないかと考える。

市長、副市長の給料及び議員報酬については据置きということで意見集約する。

○政務活動費の額について

委員) 据置きが適当と考える。前回の審議会終了後12月1日付の新聞の1面で、政務活動費に係る領収書等をホームページで全面公開することが報道されていた。議員自らが政務活動費に関し透明性を高める必要があると判断し、そのような対応になったことは、十分に理解できる。また、本審議会の審議事項ではないが、費用弁償の額についても、平成28年度から一律3千円に減額改定したことも評価できる。だからといって、そのことが政務活動費の引上げ要因とはならない。これらのことは、いかに税金を有効に透明性をもって議員が使用しているかを示すもので、ある意味当然のことである。このような地道な活動を続けていただき、例えば将来的に人口が増えた場合や新たな合併が行われた場合などには、その引上げを検討することになるかもしれないが、現時点では、政務活動費の引上げ、引下げ要因はなく、据置きが適当と考える。

委員) 据置きが適当と考える。

委員) 政務活動費については、引上げや引下げをする段階にはなく、据置きが適当と考える。透明性の確保のため、議員自ら市民に情報公開する施策を打ちだしたことについては、高く評価しており、暫くその状況を見守りたい。

委員) 据置きが適当と考える。ただし、政務活動費については、透明性の確保が非常に重要である。現在、政務活動費の収支報告書の提出は年1回のようなのだが、年2回に分けて政務活動費を支給しているのだから、半年ごとに収支報告書を提出していただく必要があるのではないかと考える。

委員) 据置きが適当と考える。毎回述べていることだが、政務活動費については、有効に活用することを是非お願いしたい。新聞報道で「政務活動費の使途基準運用指針」を見直す動きもあると記載されており、大いに期待している。

会長) 据置きが適当である。政務活動費の使途基準運用指針はきちんと見直し、市民が見ても、運用

指針に当てはめて、適正であると分かるようにしていただきたい。

委員) 前回の審議会の後、平成27年度政務活動費の収支報告書の写し等を閲覧した。その中で燃料代として支出をした領収書が多く見受けられた。燃料代については、使途基準運用指針の中で利用額の2分の1を上限として政務活動費として使用することができるとなっているようだが、本当に議員活動に伴う燃料代なのか、個人的に使用したものなのか判断しづらいものが多いのではないかと。運用指針に適合しているので、誤りとは言えないが、運用指針の内容については、課題があるというのが私の率直な感想である。曖昧な部分があるため、運用指針を世間常識と照らし合わせてみることも必要である。

会長) 例えば、燃料代を明確に議員活動に使用したということが分かるようにするには、領収書に行先等を記載する方法も考えられるが、この方法をとると議員の手間はかかる。しかし今の燃料代の2分の1を上限という方法だと、中身を十分に反映しているとは言えないのではないかと。

委員) 政務活動費を書籍購入のために使用したのならば、誰が見ても使用が適正かどうか判断できる。しかし、燃料代については、判断が難しい。

委員) 平成28年度分から各議員の収支報告書及び添付書類の全てをホームページで公開するという動きについては、市民に対して政務活動費の使途の透明性を高めようとする姿勢を議員自ら示したものと解釈している。そうであるならば、他の委員も話したように、政務活動費の使用用途がある程度明確であれば、なおいいと思う。

会長) 市民目線で見ても、一定程度納得が得られるような方法を考えることも必要だと思う。

事務局) 政務活動費の運用基準等の見直しについては、今後、議会運営委員会等で議論が深められていくと聞いている。議員が領収書を提出する場合は、議員自らが自覚を持ち、基準と照らし合わせて提出していくことになる。

会長) 透明性の確保が進められていけば、市民の側からは、今後は、政務活動費が適正に使用されたことを担保する何かを求められることになるかと考える。今、各委員から、政務活動費に関し、その額以外にも様々な意見が出されたが、その内容は答申の中に反映させることは可能か。

事務局) 可能である。

会長) 政務活動費については、据置きということで意見集約する。その上で、市民への説明責任を果たし、更なる透明性を確保するため、使途基準運用指針の見直しに期待することを審議会の意見として答申に盛り込むこととする。